

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当 健康福祉局 高齢健康福祉課	<small>さかい</small> 担当者名 酒井 電 話 671-3920
----------	---------	-------	-----------------------	---

設 計 書

- 1 委 託 名 外国人と受入施設等のマッチング支援事業（在留外国人対象）委託
-
- 2 履行場所 市内の介護施設等
-
- 3 履行期間 期間 契約締結した日 から 令和5年3月31日 まで
 又は期限 期限 令和 年 月 日 まで
-
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
-
- 5 その他 個人情報取扱特記事項
 特約事項
-
- 6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
-
- 7 委託概要
- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により帰国困難な技能実習生や
 - 他分野で就労継続困難となった技能実習生等の発掘
 - 2 受入れ希望施設の開拓及び募集
 - 3 事業計画の作成
 - 4 マッチング対象外国人材と受入れ希望施設の雇用契約成立のあっせん
 - 5 受入れ施設への各種確認等
 - 6 事業の進捗状況の報告

8 部 分 払

す る (3回以内)

し ない

業務内容	履行予定月	区分	数 量	単 位	単 価	金 額
外国人と受入施設等のマッチング支援 (在留外国人対象) の実施	~R4/7		4	月		
外国人と受入施設等のマッチング支援 (在留外国人対象) の実施	~R4/11		4	月		
外国人と受入施設等のマッチング支援 (在留外国人対象) の実施	~R5/3		4	月		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

委 託 代 金 額	¥
内 訳	
業 務 価 格	¥
消 費 税	¥

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
国内業務費 (発掘・情報収集、 受入れ希望施設の開 拓及び募集、あっせ ん)		12	月			
人件費		12	月			受託先における委託業 務担当者の人件費（通 勤手当、賞与及び退職 手当等の諸手当、社会 保険料等の事業主負担 分を含む。）
その他諸経費		12	月			人件費以外の事業費 (交通費等.)
業務価格						
消費税						
委 託 代 金 額						

*概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

令和4年度 外国人と受入施設等のマッチング支援事業（在留外国人対象）委託仕様書

1 委託事業名

外国人と受入施設等のマッチング支援事業（在留外国人対象）

2 履行場所

市内の介護施設等

3 委託予定期間

契約締結した日から令和5年3月31日

4 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響により帰国困難な技能実習生や他分野で就労継続困難となった技能実習生等が、市内の介護施設等において、在留資格特定技能による就労を目指すことを目的として、市内の介護施設等で介護業務に従事することができるよう、外国人と介護施設等との雇用関係成立をあっせんする。

5 契約内容

市内の介護施設等が、円滑に外国人介護人材を受入れられるよう、次の業務を行う。1年間ににおける雇用関係成立人数は、25人を目標とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により帰国困難な技能実習生や他分野で就労継続困難となった技能実習生等の発掘

出入国在留管理庁による「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援」で対象とされている、帰国困難な技能実習生や他分野で就労継続困難となった技能実習生等で、在留資格特定技能による就労を目指すことを目的として、在留資格特定活動に変更し、新たに本市での介護の仕事を希望する者（以下、「マッチング対象外国人材」）の発掘と情報収集を行う。

(2) 受入れ希望施設の開拓及び募集

本事業の内容や、(1)で発掘、収集したマッチング対象外国人材の情報を紹介し、受入れ希望施設の開拓と募集を行う。

受入れ希望施設の開拓の対象については、在留資格特定技能の外国人を受入れが可能な老人福祉法及び介護保険法関係の施設・サービス種別の事業所とする。なお、開拓と募集に当たっては、事業の説明会の実施をすること（集合形式、オンライン形式等、形式は問わない）。事業の説明会の実施にあたっては、実施する内容を事前に本市と協議をすること。

(3) 事業計画の作成

委託業務の開始後、下記内容を含む事業計画を作成し、速やかに提出すること。

・(1)に係る具体的な方法

1年間における雇用関係成立人数の目標が25人であることを踏まえ、その規模のマッチング対象外国人材を発掘するための具体的手段を記載すること。

・(2)に係る具体的な方法

1年間における雇用関係成立人数の目標が25人であることを踏まえ、受入れ希望施設を開拓、募集する必要があることから、事業の説明会の実施や、市内の受入れ希望施設の個別訪問を毎月複数回実施するなど、特定技能を受け入れることができる市内の老人福祉法・介護保険法関係の施設・サービス種別の事業所に広く情報が浸透させることができる内容の計画を作成すること。

(4) マッチング対象外国人材と受入れ希望施設の雇用契約成立のあっせん

雇用契約成立のため、次の業務を行う。

・(1)で発掘、収集したマッチング対象外国人材と、(2)で募集した受入れ希望施設との面接の実施

・在留資格変更手続き等、入職までの支援

(5) 受入れ施設への各種確認等

マッチングをし、就労を開始したマッチング対象外国人材の状況について、本市が確認を求める場合には、受入れ施設に確認をし、市に報告する。

(6) 事業の進捗状況の報告

月に一度程度、事業の進捗状況について本市に、原則対面での報告を行う。報告においては、(1)～(4)の業務の進捗状況を報告することとし、報告する内容は別途調整することとするが、(1)のマッチング対象外国人材については、①元の在留資格及び業種、②日本語能力、③在日の期間等の基本的情報、(2)については、①報告対象期間中に実施した開拓及び募集の状況、②説明会や個別訪問などの実施対象とした法人名及び事業所名、③当該施設の外国人受入れに関する意向等の情報を、必須の報告内容とする。

6 事業報告書

令和5年3月31日までに次の内容を記載した事業報告書を委託者に提出する。

(1) 受入れ希望施設開拓のために実施した説明会等の実施状況について

(2) マッチング対象外国人材の名簿及び個人別の受入状況経過について

※就労が決定した者の雇用契約書の写し等、就労したことを証する文書を添付すること

(3) その他必要な内容（別途協議）

7 個人情報の保護

受託者は、この契約による事業を実施するにあたり知り得た個人情報の取扱いについては、

別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

8 その他

- (1) 業務履行にあたっての進捗状況等については、本市職員に適宜連絡するとともに、本市職員の指示を受けること。
- (2) この仕様書及び委託契約約款に定めのない事項及び業務履行中においてやむを得ない事由等により発生する仕様の変更については、本市と受託者が別途協議して決定する。
- (3) 本市と協議の上、必要に応じて業務の一部を再委託することができるものとする。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。